

### 都市計画税の軽減の特例(マイホーム・セカンドハウス・賃貸用マンション〔住宅用〕など)

1	住宅用地	<ul style="list-style-type: none"><li>●小規模住宅地(200㎡以下の部分)・・・課税標準×1/3</li><li>●一般住宅用地(200㎡超の部分)・・・課税標準×2/3</li></ul> <p>(注1)マンション等集合住宅の場合、敷地全体の面積を居住用住戸の戸数で除した面積で判定します。</p>
2	新築住宅の建物	<p>原則として軽減の特例はありません。 但し、市区町村によっては条例により特別に軽減の特例を設けている場合があります。</p>

※住宅用地とは、専用住宅の土地又は併用住宅で建物の1/4以上が居住の用に供されている土地となります。